

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7 年 1 月 2 日

北九州市環境局施設課

### 1 当該公募の趣旨

本業務については、本市が収集する一般廃棄物（不燃粗大ごみ）の選別及び処理、処理後の廃棄物の運搬、保管等を行う業務であり、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、もしくは応募があっても「3 応募要件」を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、「3 応募要件」を満たすと認められる者がいる場合には、指名競争入札を実施する予定である。

### 2 業務の概要

(1) 業務名 令和 8 年度 不燃粗大ごみ処理業務委託

(2) 業務内容 本業務の内容は次のとおりとする。

- ア 貯留場に持ち込まれた不燃粗大ごみの運搬車両への積込を行う。また、土曜日・祝日における貯留場内での搬入物チェック並びに搬入車両の誘導、荷降ろし場所の指示等の業務
- イ 貯留場から処理施設までの不燃粗大ごみの運搬業務
- ウ 処理施設内での計量・破碎・選別（鉄類・残渣）検品（他都市粗大ごみ・計画収集ごみ）処理業務
- エ 選別処理を行った鉄類の保管業務
- オ 選別処理を行った残渣の運搬業務（市の施設（日明工場）まで）
- カ “ウ “の作業等で誤って搬入された不適物の市指定場所までの運搬

(3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則

(平成 7 年北九州市規則第 11 号) 第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## （2）基本的要件以外の要件

ア 契約後、履行開始日（令和 8 年 4 月 1 日）から受付や運搬など、市民生活に影響を与えないよう不燃粗大ごみの処理を行う環境を整えていること。

イ 不燃粗大ごみの処理を最大 20t/1 日の処理及び 1 週間分以上（20t×7 日 = 140t）の保管ができる環境であること。

ウ 平日に粗大ごみの回収を行っている計画収集車が直接、契約方へ搬入を行った際に受入及び搬入物の検品、計量が可能な環境を整えていること。

エ 不燃粗大ごみ破碎後の回収した金属した金属を雨や風雨などの環境で価値を低下させずに保管できる環境であること。

オ 不燃粗大ごみを市民が自己搬入する日明工場不燃粗大仮置場にて、一般車の案内や、貯留を行う業務に支障が無いような人材を配置できること。また、重機及び大型トラックを運転できる資格取得者が配置できる環境であること。

## 4 手続き等

### （1）契約担当課（問い合わせ先）

住 所 北九州市小倉北区城内 1-1

担当課名 環境局循環社会推進部施設課

電話番号 TEL 番号 093-582-2184 FAX 番号 093-582-2196

### （2）説明書等の交付期間、場所及び方法（予定）

ア 交付期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 12 日まで（閉庁日を除く。）

の毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法（予定）

ア 提出期間

令和 7年12月 1日から令和 7年12月12日まで（閉庁日を除く。）

の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成

添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

イ 詳細は説明書